

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	災害弔慰金の支給
根拠条例等の名称・根拠条項	災害弔慰金の支給等に関する法律 吹田市災害弔慰金の支給等に関する条例 吹田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則
所管部室課名	福祉部生活福祉室
審査基準	<p>災害弔慰金の支給等に関する法律 (災害弔慰金の支給)</p> <p>第三条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、条例の定めるところにより、政令で定める災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うことができる。</p> <p>2 前項に規定する遺族は、死亡した者の死亡当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあつた者を除く。)、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。以下この項において同じ。)の範囲とする。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。</p> <p>3 災害弔慰金の額は、死亡者一人当たり五百万円を超えない範囲内で死亡者のその世帯における生計維持の状況等を勘案して政令で定める額以内とする。</p> <p>(災害による死亡の推定)</p> <p>第四条 災害の際現にその場にいあわせた者につき、当該災害のやんだ後三月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によつて死亡したものと推定する。</p> <p>(支給の制限)</p> <p>第五条 災害弔慰金は、その災害による死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失によるものである場合その他これを支給することが不相当と認められる政令で定める場合には、支給しない。</p> <p>吹田市災害弔慰金の支給等に関する条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p>

	<p>第2条 この条例において「市民」とは、災害により被害を受けた当時、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により記録されている者をいう。</p> <p>（災害弔慰金の支給）</p> <p>第3条 本市は、法第3条第1項に規定する災害（以下この章及び次章において「災害」という。）により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行う。</p> <p>（災害弔慰金を支給する遺族）</p> <p>第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項に定める者とし、その順位は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 死亡者の死亡当時において、主として死亡者の収入によつて生計を維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。</p> <p>（2） 前号の規定による同順位の遺族のうちの順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。</p> <p>2 遺族が遠隔地にあることその他の事情により、前項の規定により難いときは、同項の規定にかかわらず、同項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。</p> <p>3 前2項の場合において、災害弔慰金を支給すべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してされたものとみなす。</p> <p>（災害弔慰金の額）</p> <p>第5条 災害弔慰金の額は、災害弔慰金を支給する遺族が死亡者の死亡当時において主として死亡者の収入によつて生計を維持していた場合にあつては5,000,000円とし、その他の場合にあつては2,500,000円とする。ただし、死亡者に対しその死亡に係る災害に関し既に災害障害見舞金を支給した場合は、これらの額から当該災害障害見舞金の額を控除した額とする。</p>		
標準処理期間等	個々の事案により大きく異なるため設定困難		
内 訳		名 称	期 間
	処分機関		
	審議機関		
	経由機関		
協議機関			

備考	
最近改正年月日	